

報酬給与額に関する区分計算書（その２）の記載方法

- 1) この計算書は、地方税法第72条の2第1項第2号又は第3号の規定による電気供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するもののうち、同項第1号イ又は同項第3号イに掲げるもの（外形標準課税の対象となる法人）が、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に当該申告書に添付すること。
- 2) 「電気供給業に係るもの」の欄には、第1号様式の「電力売上 1」及び「電力売上以外の電気供給業に係る収入 2」に係るものを記載すること。
- 3) 「その他の事業に係るもの」の欄には、第1号様式の「電気供給業以外の事業に係る収入 5」に係るものを記載すること。
- 4) 合計欄には、「区分困難なもの」に第1号様式の「あん分率 8」を乗じて得た額と「その他の事業に係るもの」の額の合計額を記載すること。
- 5) 4)で記載した額を、地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2の①欄に転記すること。
- 6) この計算書を地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2に添付すれば、「労働者派遣等を受けた法人」の各欄のうち、5)で転記される欄以外の各欄は記載を省略しても差し支えない。
- 7) 労働者派遣法に基づく労働者派遣等をしている場合の「派遣労働者等に支払う報酬給与額」及び「派遣先から支払を受ける金額」は、地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2「労働者派遣等をした法人」欄で算定すること。